

●臨時的任用職員●

公開日	令和7年8月8日 金曜日
職 種	臨時的任用職員（中学部代替職員）
人 数	1名
給料等 （見込）	○給与（月額、教職調整額、特支勤務手当を含む） 265,880円～355,528円 ※給与額は上記の範囲内で職歴、経験年数を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合（3.2%）を乗じて決定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき決定 ○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に通勤手当、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日（6月1日及び12月1日）における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6か月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和7年 9月 3日 ～ 令和8年 3月31日
勤務場所	香川県立善通寺支援学校（善通寺市仙遊町二丁目1番2号）
勤務時間	月曜日から金曜日の週5日間勤務 【勤務時間】8:15～16:45 【休憩時間】12:15～13:00 ※学校行事により土日祝日勤務もあり（振休有り）
加入保険等	・公立学校共済組合（短期給付） ・厚生年金保険 ・公務上及び通勤上の災害については、地方公務員災害補償制度の適用あり ※雇用保険の適用なし
問合せ先	香川県立善通寺支援学校（TEL：0877-62-7631）担当：教頭 来田
募集期間	令和7年8月8日 ～令和7年9月30日
備 考	教職員互助会に加入

○香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用職員」の講師として任用されます。

○次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。

- （ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （イ）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○善通寺支援学校（病弱教育）の中学部において、生徒の日常生活の支援や学習指導に従事します。

○特別支援学校、中学校いずれかの教員免許状が必要です。

○必ずハローワークを通じて応募してください。

○応募状況によって、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。

○面接及び書類による選考を行います。面接の時間帯等については、応募後、電話等にてご連絡差し上げます。